



【補助教材 7】学習指導要領（平成29年・30年告示）

- ① 「平成30年度実施」試験に向けて、新たに導入した教材です。
- ② 平成29年・30年告示の学習指導要領を一冊にまとめました。
- ③ 各校種の「教科」を除き、すべて収録致しました（高校、特支は一部割愛）。
- ④ 用途を考慮し、印刷会社において印刷・製本しました。
- ⑤ A 4 版106頁からなり、コンパクトに仕上げてあります。
- ⑥ 学習指導要領の学習の際に、すぐにひもとけるように心がけました。
- ⑦ 内容は、次頁以降に示す本書の一部をご覧ください。
- ⑧ 「目次」をご覧くださいればおわかりのように、教員採用試験の学習指導要領の出題範囲はほとんどカバーしております。

過去問において、特別の教科道徳、特別活動、総合的な学習の時間「1 目標」から出題があったことをご承知のことと存じます。

- ⑨ 実際の試験問題でもおわかりのように、文部科学省『解説』も併せて読み込むことが前提です。

次ページ以降に見本



学習指導要領

(小学校	平成29年 3 月告示)
(中学校	平成29年 3 月告示)
(高等学校	平成30年 3 月告示)
(特支小・中学部	平成29年 4 月告示)
(特支高等部	平成31年 2 月告示)

沖縄教職研究会

目 次

○『解説』 まえがき

小学校学習指導要領

前文	1
第1章 総則	2
第2章 各教科	9
第3章 特別の教科 道徳	10
第4章 外国語活動	16
第5章 総合的な学習の時間	17
第6章 特別活動	19

中学校学習指導要領

前文	22
第1章 総則	23
第2章 各教科	30
第3章 特別の教科 道徳	31
第4章 総合的な学習の時間	35
第5章 特別活動	37

高等学校学習指導要領

前文	40
第1章 総則	41
第4章 総合的な探究の時間	52
第5章 特別活動	55

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領

前文	58
第1章 総則	59
第7章 自立活動	70

→ 小学校と中学校の記述の違いが一目でわかるように構成

○第1章総則の対照表（小学校・中学校）	72
○第1章総則の構成（小学校・中学校）	86
○文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに幼稚園教育要領の 全部を改正する告示，小学校学習指導要領の全部を改正する告示及び中学校学習指導 要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」（平成29年3月31日）	89
○文部科学省「高等学校学習指導要領の全部を改正する告示等の公示について（通知）」 （平成30年3月30日）	93
○文部科学省「学校教育法施行規則の一部を改正する省令の制定並びに特別支援学校幼稚 部教育要領の全部を改正する告示及び特別支援学校小学部・中学部学習指導要領の全部 を改正する告示の公示について（通知）」（平成29年4月28日）	96
○文部科学省「小学校，中学校，高等学校及び特別支援学校等における児童生徒の学習評 価及び指導要録の改善等について（通知）」（平成31年3月29日）	100

『解説』 まえがき

『小学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』

文部科学省では、平成29年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正と小学校学習指導要領の改訂を行った。新小学校学習指導要領等は平成32年度から全面的に実施することとし、平成30年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

今回の改訂は、平成28年12月の中央教育審議会答申を踏まえ、

- ① 教育基本法，学校教育法などを踏まえ，これまでの我が国の学校教育の実績や蓄積を生かし，子供たちが未来社会を切り拓くための資質・能力を一層確実に育成することを目指すこと。その際，子供たちに求められる資質・能力とは何かを社会と共有し，連携する「社会に開かれた教育課程」を重視すること。
- ② 知識及び技能の習得と思考力，判断力，表現力等の育成のバランスを重視する平成20年改訂の学習指導要領の枠組みや教育内容を維持した上で，知識の理解の質を更に高め，確かな学力を育成すること。
- ③ 先行する特別教科化など道德教育の充実や体験活動の重視，体育・健康に関する指導の充実により，豊かな心や健やかな体を育成すること。

を基本的なねらいとして行った。

本書は，大綱的な基準である学習指導要領の記述の意味や解釈などの詳細について説明するために，文部科学省が作成するものであり，学校教育法施行規則の関係規定及び小学校学習指導要領第1章「総則」について，その改善の趣旨や内容を解説している。

各学校においては，本書を御活用いただき，学習指導要領等についての理解を深め，創意工夫を生かした特色ある教育課程を編成・実施されるようお願いしたい。

第1段目

『中学校学習指導要領（平成29年告示）解説 総則編』

文部科学省では、平成29年3月31日に学校教育法施行規則の一部改正と中学校学習指導要領の改訂を行った。新中学校学習指導要領等は平成33年度から全面的に実施することとし、平成30年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

『高等学校学習指導要領（平成30年告示）解説 総則編』

文部科学省では、平成30年3月30日に学校教育法施行規則の一部改正と高等学校学習指導要領の改訂を行った。新高等学校学習指導要領等は平成34年度から年次進行で実施することとし、平成31年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

『特別支援学校教育要領・学習指導要領解説 総則編（幼稚部・小学部・中学部）』

文部科学省では、平成29年4月28日に学校教育法施行規則の一部改正と特別支援学校の幼稚部教育要領，小学部・中学部学習指導要領の改訂を行った。新特別支援学校学習指導要領等は，幼稚園，小学校，中学校の新学習指導要領等の実施時期に合わせて，幼稚部については平成30年度から，小学部については平成32年度から，中学部については平成33年度から，全面的に実施することとし，平成30年度から一部を移行措置として先行して実施することとしている。

小学校学習指導要領

(平成29年3月告示)

第2章 各教科（小学校）

(1) 小学校学習指導要領「第2章 各教科」の構成は、次のとおりに統一されている。

第1 目標

第2 各学年（各言語）の目標及び内容（家庭は各学年の内容）

第3 指導計画の作成と内容の取扱い

(2) このうち、「第2」の示し方を次にまとめる。

各教科	目標や内容の示し方
国語	〔第1学年及び第2学年〕 〔第3学年及び第4学年〕 〔第5学年及び第6学年〕
社会	〔第3学年〕 〔第4学年〕 〔第5学年〕 〔第6学年〕
算数	〔第1学年〕 〔第2学年〕 〔第3学年〕 〔第4学年〕 〔第5学年〕 〔第6学年〕
理科	〔第3学年〕 〔第4学年〕 〔第5学年〕 〔第6学年〕
生活	〔第1学年及び第2学年〕
音楽	〔第1学年及び第2学年〕 〔第3学年及び第4学年〕 〔第5学年及び第6学年〕
図画工作	〔第1学年及び第2学年〕 〔第3学年及び第4学年〕 〔第5学年及び第6学年〕
家庭	〔第5学年及び第6学年〕
体育	〔第1学年及び第2学年〕 〔第3学年及び第4学年〕 〔第5学年及び第6学年〕
外国語	〔第5学年及び第6学年〕

※1 教科以外の「第2」の示し方は次のとおり。

教科以外	目標や内容の示し方
特別の教科 道徳	A B C Dの内容項目ごと 〔第1学年及び第2学年〕 〔第3学年及び第4学年〕 〔第5学年及び第6学年〕
外国語活動	〔第3学年及び第4学年〕
総合的な学習の時間	各学校において定める目標及び内容
特別活動	〔学級活動〕 〔児童会活動〕 〔クラブ活動〕 〔学校行事〕 ごとに目標及び内容

※2 学年の内容を2学年まとめて示した教科及び外国語活動について、次の特記事項あり。

- ・第1章第2の3の(1)のエ（内容等の取扱い）
- ・第1章第2の3の(3)のウ（指導計画の作成等にあたっての配慮事項）

第1章総則の構成（小学校・中学校）

（※）小学校学習指導要領と中学校学習指導要領で記述が異なるところ

第1 小学校教育（中学校教育）の基本と教育課程の役割（高校第1款、特支第2節）

- 1 教育課程編成の原則
- 2 生きる力を育む各学校の特色ある教育活動の展開
 - (1) 確かな学力
 - (2) 豊かな心
 - (3) 健やかな体
- 3 育成を目指す資質・能力
 - (1) 知識及び技能
 - (2) 思考力、判断力、表現力等
 - (3) 学びに向かう力、人間性等
- 4 カリキュラム・マネジメントの充実

第2 教育課程の編成（高校第2款、特支第3節）

- 1 各学校の教育目標と教育課程の編成
- 2 教科等横断的な視点に立った資質・能力の育成
 - (1) 学習の基盤となる資質・能力
 - (2) 現代的な諸課題に対応して求められる資質・能力
- 3 教育課程の編成における共通的事項
 - (1) 内容等の取扱い
 - ア 内容等の取扱いの原則①
 - イ 内容等の取扱いの原則②
 - ウ 内容等の取扱いの原則③
 - エ 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科の内容の取扱い（※中学校にはない）
 - オ 複式学級の場合の教育課程編成の特例
 - オ 選択教科（※小学校にはない）
 - カ 道德教育の内容
 - (2) 授業時数等の取扱い
 - ア 年間の授業週数
 - イ 特別活動の授業時数
 - ウ 時間割の編成
 - (ア) 授業の1単位時間
 - (イ) 短い時間を活用して行う指導
 - (ウ) 給食、休憩などの時間
 - (エ) 時間割の弾力的な編成
 - エ 総合的な学習の時間の実施による特別活動の代替
 - (3) 指導計画の作成等に当たっての配慮事項
 - ア 資質・能力を育む効果的な指導
 - イ 各教科等及び各学年相互間の関連
 - ウ 学年の目標及び内容を2学年まとめて示した教科等の指導計画（※中学校にはない）
 - エ 合科的・関連的な指導（※中学校にはない）

4 学校段階等間の接続（※中学校では「等」がつかない）

(1) 幼児期の教育との接続及び低学年における教育全体の充実

（※中学校「小学校教育との接続及び義務教育学校等の教育課程」）

（※「低学年」「小学校入学当初」に相当する記述は中学校にはない）

(2) 中学校教育及びその後の教育との接続

（※中学校「高等学校教育との接続及び中等教育学校等の教育課程」）

第3 教育課程の実施と学習評価（高校第3款、特支第4節）

1 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(1) 主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善

(2) 言語環境の整備と言語活動の充実

(3) コンピュータ等や教材・教具の活用，コンピュータの基本的な操作やプログラミングの体験

（※中学校では「コンピュータ等や教材・教具の活用」）

ア（コンピュータの基本的な操作）（※中学校にはない）

イ（プログラミングの体験）（※中学校にはない）

(4) 見通しを立てたり，振り返ったりする学習活動

(5) 体験活動

(6) 課題選択及び自主的，自発的な学習の促進

(7) 学校図書館，地域の公共施設の利活用

2 学習評価の充実

(1) 指導の評価と改善

(2) 学習評価に関する工夫

第4 児童（生徒）の発達の支援（高校第5款、特支第5節）

1 児童（生徒）の発達を支える指導の充実

(1) 学級経営，児童（生徒）の発達の支援

（※「低学年，中学年，高学年の学年の時期の特長」に相当する記述は中学校にはない）

(2) 生徒指導の充実

(3) キャリア教育の充実（※後段の「進路指導」は小学校にはない）

(4) 指導方法や指導体制の工夫改善など個に応じた指導の充実

2 特別な配慮を必要とする児童（生徒）への指導

(1) 障害のある児童（生徒）などへの指導

ア 児童（生徒）の障害の状態等に応じた指導の工夫

イ 特別支援学級における特別の教育課程

（ア）自立活動

（イ）実態に応じた教育課程の編成

ウ 通級による指導における特別の教育課程

エ 個別の教育支援計画や個別の指導計画の作成と活用

(2) 海外から帰国した児童（生徒）などの学校生活への適応や，日本語の習得に困難のある児童（生徒）に対する日本語指導

ア 学校生活への適応等

イ 日本語の習得に困難のある児童（生徒）への通級による指導

(3) 不登校児童（生徒）への配慮

ア 個々の児童（生徒）の実態に応じた支援

イ 不登校児童（生徒）の実態に配慮した教育課程の編成

(4) 学齢を経過した者への配慮（※小学校にはない）

ア 学齢を経過した者を対象とする教育課程

イ 学齢を経過した者への教育における指導方法等の工夫改善

第5 学校運営上の留意事項（高校第6款、特支第6節）

1 教育課程の改善と学校評価等

ア カリキュラム・マネジメントの実施と学校評価との関連付け

イ 各分野における学校の全体計画等との関連付け

ウ 教育課程外の学校教育活動と教育課程の関連（※小学校にはない）

2 家庭や地域社会との連携及び協働と学校間の連携

ア 家庭や地域社会との連携及び協働と世代を越えた交流の機会

イ 学校相互間の連携や交流

第6 道德教育に関する配慮事項（高校第7款、特支第7節）

1 道德教育の指導体制（前段）と全体計画（後段）

2 指導内容の重点化（※「指導内容の重点化」の表現の違い）

(1) 第1学年及び第2学年（※「学年段階」ごとの記述は中学校にはない）

(2) 第3学年及び第4学年（※「学年段階」ごとの記述は中学校にはない）

(3) 第5学年及び第6学年（※「学年段階」ごとの記述は中学校にはない）

3 豊かな体験活動の充実といじめの防止

4 家庭や地域社会との連携

